



I 鉾田市総合計画の策定にあたって

第 I 章

銚田市総合計画の策定にあたって

I-1 計画策定の趣旨



銚田市は、平成 19 年 3 月に、「銚田市総合計画」を策定し、将来像を『「いのち」と「暮らし」の先進都市』と定め、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「こころの豊かさ」と「環境共生」を目指すとともに、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち」を目指してまちづくりを進めてきました。その後、2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災からの復興に取り組むとともに、平成 29 年 3 月に「第 2 次銚田市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、前構想から引き継いだ将来像の実現に向け、緑・緑・絆を紡ぐまちづくりを進めてきたところです。

この間、銚田市や地域づくりを巡っては、経済構造や人口構造の変化、技術革新、価値観の変化等の社会環境の変化だけでなく、情報技術の発達を背景とした Society 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、持続可能な社会づくりに向けた SDGs、カーボンニュートラル等に対する対応も求められてきています。

また、我が国全体で人口減少や高齢化が進み、銚田市のような地方都市においては、地域を維持し未来に継承するための取り組みがこれまで以上に重要であり、総合計画についても、行政全体の計画としてだけでなく、これまで以上に市民と行政が協働しながら地域づくりを進めていくための指針としての役割が必要です。

本計画は、第 2 次銚田市総合計画前期基本計画が令和 3 年度末をもって満了となることから、その成果を検証し、その検証結果を踏まえ、本市の現状と課題を明らかにした上で、前述のような社会環境の変化や持続可能な社会づくりに向けて求められる新しい命題に対応しつつ、引き続き『「いのち」と「暮らし」の先進都市 自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち』の実現を目指すため、後期基本計画を策定するものです。



I-2 後期基本計画策定の基本的な考え方



1. 計画策定の基本的な考え方

計画策定の基本的な考え方については、次のとおりです。

①行政運営の指針となるまちづくりの最上位計画

総合計画は、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにする行政運営の指針となるものであり、本市のまちづくりを進める上での最上位計画です。本市の将来像やまちづくりの基本的な考え方、施策の方向性を示した「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「鉾田市国土強靱化計画」「鉾田市都市計画マスタープラン」「鉾田市まちづくり計画」等との整合性を図ります。

また、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を考慮した上で、将来人口推計を設定します。

②市民と目標を共有できる、わかりやすい計画

本市が目指すまちづくりの目標を明確にするとともに、市民と行政が目標を共有したまちづくりの実現が図られるよう、誰にもわかりやすい計画とします。目標については、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、5つの基本目標を継承します。

基本目標1 ⇨ 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

基本目標2 ⇨ 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

基本目標3 ⇨ 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

基本目標4 ⇨ 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ

基本目標5 ⇨ 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

③時代のニーズに的確に対応した計画

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、市が抱える課題や市民ニーズ等への対応など、時代のニーズに的確に対応できる計画とします。具体的には、次のような事項を加味することを想定します。

項 目	概 要
SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。 地方においては、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会」を目指し、持続可能な地域の未来を実現するための活動が求められています。
Society 5.0	Society 5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生みだします。例えば、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すことです。
DX （デジタル・トランスフォーメーション）	自治体における DX 推進の意義としては、「新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている」とされています。 そのために、①自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、②デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められます。
カーボンニュートラル	地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされており、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことが求められています。 ※実質排出量ゼロ：CO2などの温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

また、「第2次鉾田市総合計画基本構想」に基づき、庁内横断的な重点戦略として「第2期鉾田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策を後期基本計画に位置づけます。

■しごとの創生

基本施策1 農業ブランド力の向上・流通促進戦略

基本施策2 農業の担い手育成と経営環境の改善・スマート農業技術（ICT等）活用の推進

基本施策3 商工業の振興と新産業の創出

■ひとの創生（社会動態）

基本施策1 首都圏在住者に対する地方移住の促進・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出

基本施策2 地域資源の活用による交流人口の拡大促進

基本施策3 若者の「ふるさと意識」醸成による地域内還流の促進

基本施策4 「ひと」と「しごと」のマッチング支援

■ひとの創生（自然動態）

基本施策1 若者の結婚意欲の醸成、出会いの場の創出・マッチング支援

基本施策2 子育てしやすい環境づくりの推進

基本施策3 共働き世帯・多子世帯に対する支援の充実

■まちの創生

基本施策1 地域を描くコミュニティの創出

基本施策2 みなぎ健康でいられる環境づくりの推進

基本施策3 安心・便利なまちづくりの推進

④行政評価と連動した計画

限られた政策資源の中で、総合計画に掲げた目標を着実に推進するため、これまで取り組んできた行政評価制度を活用し、指標の達成状況や事務事業評価に基づく反映により、効率的で効果的な進行管理ができる計画とします。

⑤効率的で実効性のある持続可能な計画

今後も進むことが予想される少子高齢化や人口減少の影響を受ける厳しい財政状況の中で、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、施策の選択と集中を行い、効率的で実効性のある持続可能な計画とします。

⑥個別計画との役割分担と関係性を把握できる計画

総合計画については、基本構想、基本計画という基本的な構成を継承しつつも、より住民と将来ビジョンを共有する計画としての性格を明確にする等、多様化が進んでいることから、次の第3次総合計画の策定も視野に入れ、総合計画と個別計画の役割、関係性などを把握できる計画とします。

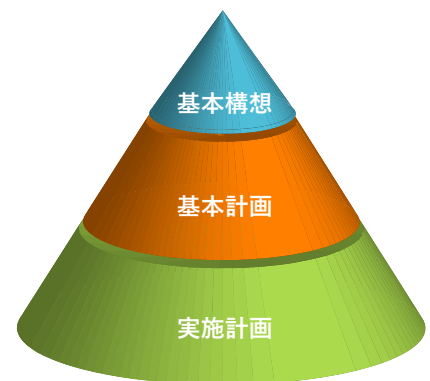
2. 計画の概要

①計画の名称

計画の名称は、「第2次鉾田市総合計画後期基本計画」とします。

②計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。



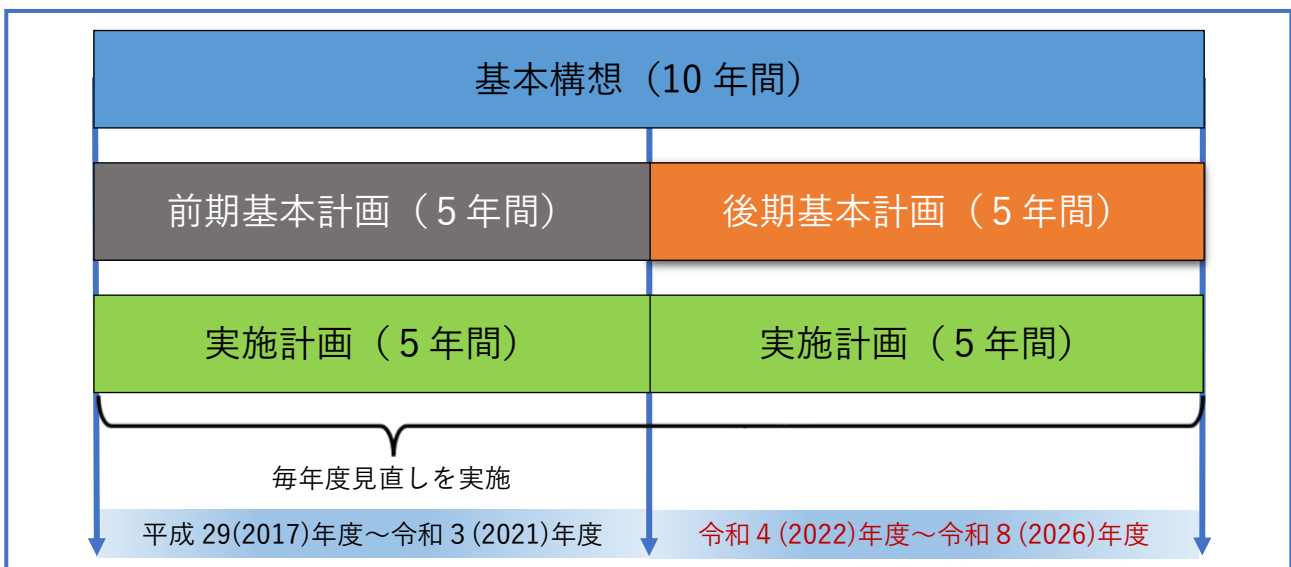
	概 要	方 針
基本構想	まちづくりの基本的な理念や目指すべき将来像、将来の基本目標、まちづくりの基本方向などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めたものです。	○平成29年3月に策定した「第2次鉾田市総合計画基本構想」は、計画期間が10年間となっていることから、継承することを基本としますが、前述のようなSDGsやSociety 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）といった、近年行政計画に取り入れる必要がある事項について、必要に応じて加味することとします。
基本計画	基本構想に掲げた目指すべき将来像や将来の基本目標を実現するための施策体系を示すもので、各施策の分野ごとに市の現状と課題を踏まえた、今後の方向や主要施策等を定めるものです。	○施策体系を明らかにするための後期基本計画を策定します。策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況について評価・検証を行い、位置づける施策・事業について精査することとします。 ○個別計画との関係性を把握できるよう、関連計画を記載することとします。
実施計画	基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏付けをもって計画的に進めていく事務事業の集まりであり、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示すものです。基本構想や基本計画に示した将来ビジョンや施策は、行財政状況を勘案しながら、実施計画で事業として具体化されることとなります。	○基本計画に盛り込まれた施策の実施に当たり、個別事業ごとに実施計画を作成し、具体化を図っていきます。 ○実施計画については、事業担当課において管理することとし、毎年度計画内容について評価・検証を行います。

3. 計画の期間

第2次銚田市総合計画基本構想は、平成29年度を初年度とし令和8年度を目標年次としていることから、後期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までとします。

さらに、基本計画に対応し実施計画を策定します。実施計画は、基本計画と同様の計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して、毎年度、評価と見直しによって所要の補正を加え、計画と現実の大きなずれを防ぎながら進行を図るものとなります。行政評価と連動した実施計画とすることで、PDCAサイクルが見えやすく、評価結果の予算編成への反映など、効率的で効果的な事業の推進を図ります。

【計画期間】



※PDCA：Plan「計画」・Do「実施」・Check「評価」・Action「改善」という活動事業のサイクルを表しています。

4. 他計画との関係性

第2次銚田市総合計画は、本市が有する分野ごとの個別計画の最上位計画となる計画です。本計画では、目指す将来像と全ての分野の基本的な取り組み方針を示しています。

また、全国的に課題となっている人口減少に対応するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき「第2期銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していますが、この計画では、行政施策のなかでも、特に若年層の支援、子育て、就業や産業を中心として、地方創生に向けた取り組みを示したものであり、本計画とこれらの計画との関係性については、以下のようになっています。

